

医療法人徳明会
指定介護予防通所リハビリテーション事業所
〔運営規定〕

（事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人徳明会が開設する指定介護予防通所リハビリテーション事業所「介護老人保健施設 飯能リハビリ館」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の実施に当たっては、利用者である要支援者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 二 事業の従業者は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 三 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所に名称等）

- 第3条 介護予防通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。
- 一 名称 介護老人保健施設 飯能リハビリ館
- 二 所在地 飯能市下畑296番地（介護老人保健施設 飯能リハビリ館1階）
- 三 事業単位 1単位
- 四 定員60人（通所リハビリテーション兼務）

（施設の職員の種類、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する従業者の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 医師 1人（常勤兼務）
- 医師は介護予防通所リハビリテーション事業者の管理、指導を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- 二 理学療法士・作業療法士 0.6人以上
- 理学療法士・作業療法士は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。
- 三 看護職員 1人
- 看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護を行う。
- 四 介護職員 8人
- 五 支援相談員 3人（入所施設と兼務）
- 支援相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、1月1日～1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(サービスの留意事項)

第6条 指定介護予防通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提出にあたっては、次条第1項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 二 介護予防通所リハビリテーション従業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提出に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第7条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業員」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査を基に共同して、利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
- 二 医師等の従業者は、上記の介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
 - 三 介護予防通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
 - 四 介護予防通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービス実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの利用料及びその他費用の額)

第8条 指定介護予防通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、その1割額とする。

二 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- | | | |
|---|-------------------|---------------|
| ア | 食事代 | 760円（おやつ含む） |
| イ | その他日常生活上の便宜にかかる費用 | |
| | 日用消耗品 | 100円/1日 |
| | 教養娯楽費 | 100円/1日 |
| | オムツ代 | （紙おむつ）155円/1枚 |
| | | （紙パンツ）145円/1枚 |

(尿パット) 40 円/1 枚

理美容代

2, 700 円/1 回

- 三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、飯能市、日高市、入間市、青梅市、狭山市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用に当たって、体調不良等によって指定介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

(緊急における対応方法)

第 11 条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第 12 条 当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 事業者は、従業員の資質向上を計るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 1 回以上
- 三 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 四 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 五 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人 徳明会 理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成 18 年	4 月	1 日	改正
平成 19 年	10 月	1 日	改正
令和元年	10 月	1 日	改正
令和 5 年	10 月	1 日	改正
令和 7 年	3 月	1 日	改正